

# 保証契約書（案）

岡山市（以下「甲」という。）と契約保証人  
（以下「乙」という。）とは、次の条項により保証契約を締結する。

第1条 乙は、次の契約（この保証契約の締結後、当該契約が変更された場合は、変更後の契約をいう。）について、派遣元がその債務を履行しないときは、派遣元に代わって完了させるものとする。

- |          |                                    |    |                 |
|----------|------------------------------------|----|-----------------|
| (1) 件名   | 令和3年度岡山市立石井小学校外国人講師派遣業務（単価契約）      |    |                 |
| (2) 就業場所 | 岡山市立石井小学校（岡山市北区寿町2番8号）             |    |                 |
| (3) 組織単位 | 岡山市立石井小学校（校長）                      |    |                 |
| (4) 派遣期間 | 令和3年4月7日から令和4年3月24日まで              |    |                 |
| (5) 休日   | 岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する市の休日 |    |                 |
| (6) 就業時間 | 別紙仕様書のとおり                          |    |                 |
| (7) 派遣人数 | 1日当たり                              | 1名 |                 |
| (8) 契約額  | 基本単価                               | 円  | （消費税及び地方消費税を除く） |
| (9) 派遣元  | 岡山市<br>株式会社<br>代表取締役               |    | 労働者派遣事業許可番号 派   |

第2条 乙は、派遣元が前条の契約による債務を履行しない場合に生ずる遅延損害金、違約金その他の損害金を派遣元と連帯して支払うものとする。

第3条 甲は、派遣元が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し、業務を完了することを請求することができる。

- 契約期間内又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 正当な理由がなく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の請求があった場合における派遣元及び乙に係る契約代金債権の帰属は、次のとおりとする。

- 派遣元が履行した部分に係る契約代金債権は、派遣元に帰属する。
- 乙が履行した部分に係る契約代金債権は、乙に帰属する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 甲 岡山市北区大供一丁目1番1号  
岡山市教育委員会  
教育長 菅野 和良



契約保証人 乙 住所  
氏名



労働者派遣事業許可番号 派